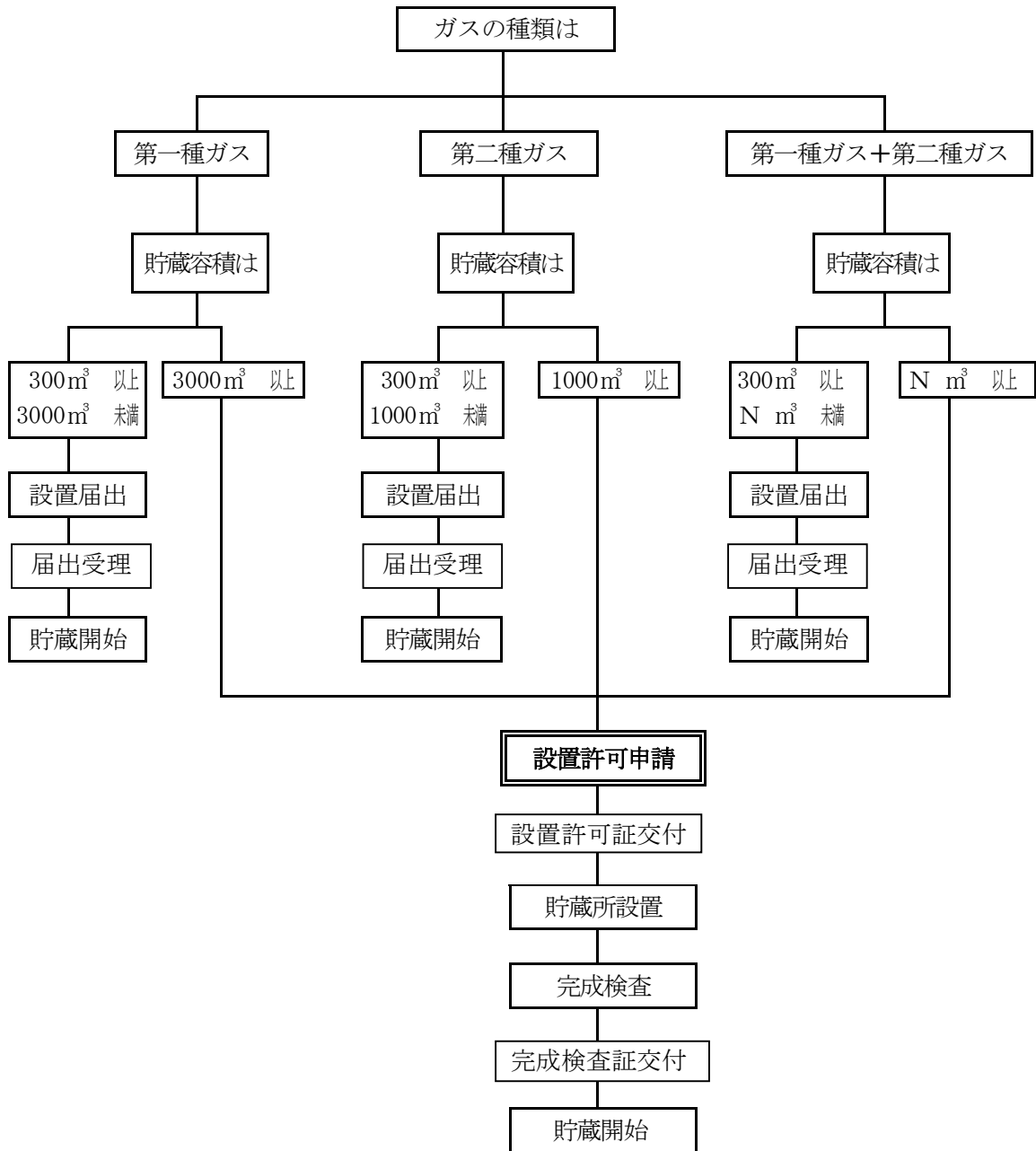


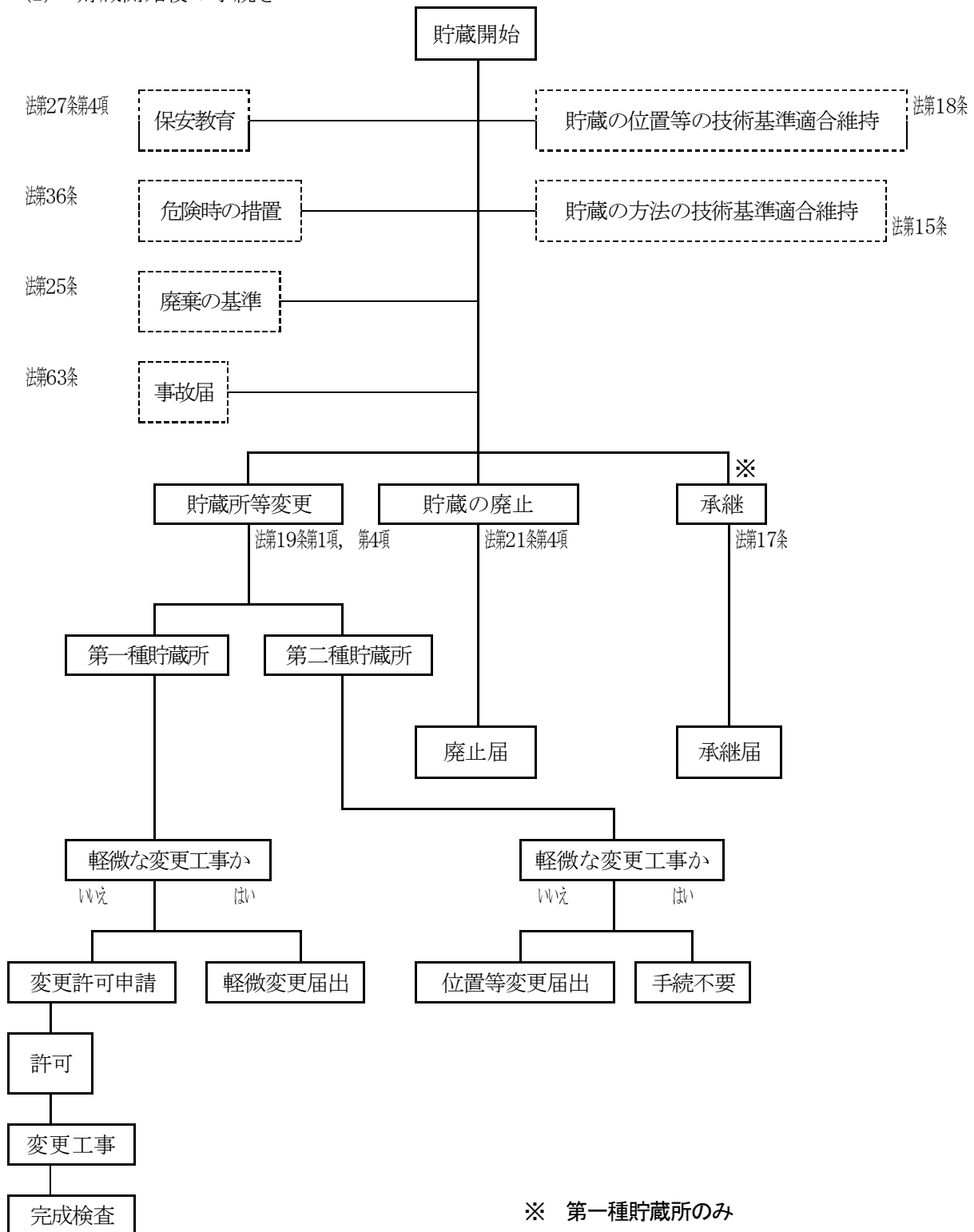
第2章 貯蔵所申請・届出

1 申請・届出概要

(1) 許可・届出の基準及び手続き



(2) 貯蔵開始後の手続き



2 第一種貯蔵所設置許可申請

第一種ガス3,000m³、第二種ガス1,000m³、第一種ガス及び第二種ガス1,000+2/3Mm³（M：当該貯蔵所の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積）以上の高圧ガスを貯蔵しようとする者は、貯蔵所ごとに、県知事の許可を受けなければなりません。

（法第16条1項、一般則第20条、液石則第21条）

また、許可を受けた貯蔵所は、完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用できません。（法第20条第1項）

手続き

- (1) 提出期限 許可を受けた後でないと工事着工できませんので、工事着工時期、高圧ガスの貯蔵開始時期を考慮し、余裕を持って手続きを行ってください。
申請内容について県に事前説明し、技術上の基準に適合していること、書類に不備がないことを確認した後に申請するようにしてください。
- (2) 申請書 第一種貯蔵所設置許可申請書（様式第7号）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。）
- (4) 申請手数料 25,000円（別紙1に茨城県収入証紙を貼付してください。）
- (5) 添付書類 ア 履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書（個人の場合は住民票の写し）
イ 委任状（申請手続きを委任する場合）（手引様式第3）
ウ 貯蔵計画書（別紙2）

貯蔵計画書の作成上の留意事項

1 貯蔵計画書

- (1) 貯蔵の目的
 - ア 貯蔵所毎に記載する。ただし、同じ目的の貯蔵所が複数ある場合は、まとめても良い。
 - イ 貯蔵の方法については、「工程概要図」を添付する。
- (2) 貯蔵設備の貯蔵容積
 - ア 貯蔵所毎に、ガスの種類別に記載する。
 - イ 「貯蔵能力計算書」を添付する。
- (3) 貯蔵設備の性能
貯蔵所毎に、「機器一覧表」を添付する。
- (4) 法第15条第1項及び法第16条第2項の技術上の基準に関する事項
貯蔵所毎に、記載例を参考にして「基準対応事項」を添付する。
なお、当該貯蔵所に関係のない条項の対応事項欄については「該当なし」と記載する。
また、技術上の基準対応事項を説明するための添付書類（図面及び計算書等）にはインデックスを付け、備考欄にその番号を記載する。
- (5) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
「事業所案内図」、「事業所全体図」、「貯蔵設備配置図」を添付する。

2 貯蔵計画書の添付書類

技術上の基準対応事項を説明するための添付書類は、次に掲げるものとし、図面等は重複しないようにできるだけまとめてください。

(1) 機器一覧表

- ア 用紙の大きさはA4とする。
- イ 貯蔵所毎に、機器の種類別に記載する。
- ウ 申請データ欄(「機器名称及びフロー番号」から「略号」まで)を記入する。
- エ 事前検査の欄は申請書には記載しない。ただし、移設(仕様変更を含む。)機器については設置時の事前検査データを記載する。
- オ 処理設備がある場合は、処理能力を明記する。
- カ 申請時メーカー名が不明な場合は、メーカー名は空欄とし、事前検査報告書に添付すべき機器一覧表に赤字で記載する。
- キ ティー、レジューサー、エルボ、圧力計、温度計等は記載しない。
- ク 本管から取り出す計装系ラインについては、圧力スイッチ、圧力発信器類は記載しない。
- ケ 液面計、流量計等は記載するが、差圧式のものは記載しない。
- コ 「肉厚」の「計算」欄には、腐れ代を含まない計算肉厚を記入する。
- サ 高圧ガス保安協会委託検査品のうち、耐圧性能、気密性能、強度の全てを受検するものの略号は「委」と記載し、3項目の一部のみを受検するものは「完(委)」と記載する。
- シ 容器則適用品については、設計圧力の欄に最高充填圧力を記載する。

(2) 事業所案内図

- ア 主要道路、鉄道及び河川等の位置、また道路の分岐点等には目印となる建物等を表示し、事業所の位置を明示する。
- イ 設備距離又は置場距離を事業所敷地内で確保できないときは、最も近い保安物件の位置及び距離を表示する。
- ウ 事業所周辺の状況について明示する。

(3) 事業所全体図

- ア 事業所の境界線及び出入口を明示する。
- イ 貯蔵設備の位置を朱書きし、保安物件に対する距離、設備間距離等を明示する。
- ウ 耐震設計に係る地盤種別判定のための調査・観測点を明示する。
- エ 可燃性物質取扱設備、火気取扱施設を明示し、可燃性ガス又は毒性ガスの貯槽との最短距離を記入する。
- オ 警戒標の種類及び位置を明示する。

(4) 工程概要図

- ア 高圧ガスに係る工程(圧縮、反応、気化、凝縮、消費等のプロセス)を分かりやすく記載する。
- イ 工程が単純なものであり、フローシートで代用できるものにあつては、工程概要図を省略できる。

(5) フローシート

- ア 弁類、圧力計、安全装置、緊急遮断装置等の位置を明示した図面とし、各機器のフロー

番号を明示する。

イ 常用の圧力区分、温度区分を色分け等により明示する。

(6) 高圧ガス貯蔵所配置図

ア 貯蔵所毎に記載する。ただし、2以上の貯蔵所が隣接してあり、同一図面に複数の貯蔵所について記載しても図面の精度が変わらない場合は、同一の図面に記載することができる。

イ 高圧ガス設備、高圧ガス以外のガス設備を色分け等により明示する。

ウ 容器置場を明示する。

エ 設備距離、置場距離を明示する。

オ 火気取扱施設の位置及び距離を明示する。ただし、火気取扱施設の距離制限に該当しない場合は省略できる。

カ 事業所全体図で設備間距離を確認できない場合及び複数の施設を同一図面に記載した場合は、設備間距離を明示する。ただし、設備間距離制限に該当しない場合は省略できる。

キ 事業所全体図で貯槽間距離を確認できない場合及び複数の貯槽を同一図面に記載した場合は、貯槽間距離を明示する。ただし、貯槽間距離制限に該当しない場合は省略できる。

ク 防液堤、障壁を明示する。

ケ 技術上の基準に係る設備等の位置（操作位置等を含む。）を明示する。

- ・ 安全装置の放出管、ガス漏えい検知警報設備及び除害設備（保護具の保管場所含む）の位置
- ・ 緊急遮断装置の操作位置
- ・ 散水装置及び防消火設備の位置及び操作位置等

(7) 処理能力・貯蔵能力計算書

処理能力、貯蔵能力を計算した書面

(8) 高圧ガス設備の強度計算書

完成検査受検品については強度計算書等を提出する。

また、毒性ガスのガス設備にあつては、フランジ強度計算書（例示基準に該当するものを使用する場合にあつては、相当 JIS との対応表）を添付すること。

なお、特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、高圧ガス設備試験成績証明書（又は認定試験者試験等成績書の交付を受ける設備については、強度計算書を省略することができる。

(9) 高圧ガス設備及びガス設備の構造図

塔槽類、熱交換器、反応器、圧縮機、ポンプその他強度計算が必要な機器の構造図

(10) 配管図

- ・ 毒性ガスの配管の接合（フランジ、二重管位置等）が明示されている図面
- ・ 配管接続、バルブ等の位置の詳細図

- ・ 毒性ガス以外の貯蔵設備で、フローシート及び配置図で基準が説明できる場合にあつては、完成検査時に高圧ガス施設配管工事等完成検査報告書を提出することで足りる。また、配管取合い等が複雑な場合にはアイソメ図も提出すること。
- (11) 耐震設計構造物の計算条件結果書
- ・ 耐震設計構造物の耐震計算書
 - ・ 基礎及び支持構造物については、基礎の耐震設計計算条件・結果書を添付すること。
 - ・ 配管については別途フローシートを添付し、耐震設計範囲を雲状枠等で明示すること。
- (12) 高圧ガス設備の基礎図
- 基礎図には、配筋の径、ピッチ、材質等を明示すること。
- (13) 容器置場の図面
- 容器置場の屋根の材質、置場の寸法を明示すること。
- (14) その他技術上の基準の確認に必要なもの
- ア 詳細基準事前評価申請書及び評価書（高圧ガス保安協会発行）の写し（例示基準に準拠しない場合に限る）
 - イ 電気設備の防爆性能一覧表（可燃性ガスを貯蔵する貯蔵所に限る）
電気設備の名称、ガス名、必要防爆性能及び実際の防爆性能を表にしたもの
 - ウ 安全装置の吹出量計算書
所要吹出量及び公称吹出量の計算書
 - エ 障壁等の計算書
 - オ ガス漏えい検知警報設備の必要個数の計算書（可燃性ガス又は毒性ガスを貯蔵する貯蔵所に限る）
 - カ 散水装置、水噴霧装置及び消火栓の放水能力、水量の計算書及び配水管図
 - キ 除害設備の性能を説明した書面、図面
 - ク 移設等に係る高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録 等

3 第一種貯蔵所位置等変更許可申請

第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所の変更をしようとするときは、軽微な変更工事及び許可・届出不要の変更工事を除き、都道府県知事の許可を受けなければなりません。（法第19条第1項）

また、変更工事の完成後には、完成検査不要の工事を除き完成検査を受ける必要があります。

手続き

- (1) 提出期限 許可を受けた後でないと工事着工できませんので、工事着工時期、高圧ガスの貯蔵開始時期を考慮し、余裕を持って手続きを行ってください。
また、完成検査不要の工事を除き、完成検査証が交付された後でなければ、施設を使用できません。
- (2) 申請書 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書（様式第10号）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。）
- (4) 申請手数料 ア 貯蔵容積の増加 14,000円（別紙1に茨城県収入証紙を貼付してください。）
イ その他の変更 11,000円（ // ）
- (5) 添付書類 ア 委任状（申請手続きを委任する場合。提出済みの場合は不要。）
イ 変更明細書（別紙3）

<許可・届出が不要な変更工事>

次に掲げる変更の工事は、許可及び届出が必要のない変更として取り扱う。

（平成30年3月30日付け20180323保局第13号）

- ① 圧力計・温度計の取替え（同一方式への取替えに限る。）
- ② 充填又は受入に係る可とう管の取替え（直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。）
- ③ 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分の設備を構成する部品のうち、耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部品又はJ I S等の規格品であり、その性能が保証されているものへの取替え（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留塔のトレイ又は熱交換器の邪魔板等。）
- ④ 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事（ただし、第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、本工事に取りかかる前に都道府県にその旨報告すること。）及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除く。）の撤去の工事
- ⑤ 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
- ⑥ 消耗品（事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限り。）の取替え

ここで、「取替え」とは溶接等の現場加工を伴わないものをいい、また、「設置位置の変更」とは基礎工事を伴わないものをいいます。

（平成28年11月1日付け20161025商局第1号 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について）

変更明細書作成上の留意事項

1 変更明細書

変更明細書の記載に当たっては、貯蔵計画書（別紙2）の作成上の留意事項（P5）を参照の上、次に掲げる事項について変更の内容が分かるように貯蔵計画書に準じて作成すること。

(1) 変更の目的等

貯蔵所ごとに、変更の目的及び変更の内容を箇条書きで記載する。

(2) 貯蔵所の貯蔵容積

ア 貯蔵所ごとに、高圧ガスの種類別に、変更前後の貯蔵容積を記載する。

イ 「貯蔵能力計算書」を添付する。

(3) 貯蔵容積、保安物件に対する距離に変更のない場合は「変更なし」と記載し、表は省略することができる。

(4) 法第15条第1項及び法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

記載例（例示基準に準拠）を参考にして、貯蔵所ごとに「基準対応事項」を作成する。

なお、当該貯蔵所に関係のない事項の対応事項欄については、「該当なし」と記入し、当該変更工事に直接関わらない事項の対応事項欄については「変更なし」と記入する。

技術上の基準対応事項を説明するための添付書類（図面及び計算書等）にはインデックスを付け、備考欄にその番号を記入する。

2 変更明細書の添付書類

技術上の基準対応事項を説明するための添付書類は、「3 第一種貯蔵所設置許可申請 貯蔵計画書の添付書類」のうち、当該変更許可申請に関係するものを添付し、変更前・変更後が分かるように作成する。

(1) 機器一覧表は、新設機器の欄を赤枠、移設機器・仕様変更機器の欄を黄枠、撤去機器を青枠で囲む。

(2) フローシート・施設配置図は、変更工事の申請範囲を色分け等により明示し、変更前・変更後の図面を添付する。

4 貯蔵所完成検査申請

法第16条第1項の設置許可又は法第19条第1項の変更許可を受けた貯蔵所について、設置の工事又は変更の工事が完成したときは、法令などにより完成検査が不要となる場合を除き、県または高圧ガス保安協会、指定完成検査機関のいずれかによる完成検査を受け法第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用できません。（法第20条）

県による完成検査を受けようとする第一種貯蔵所は、第一種貯蔵所完成検査申請書を提出してください。（一般則第31条、32条、液石則第32条、33条）

なお、貯蔵所を使用できるのは、完成検査証交付後となりますので、ご注意ください。

また、県以外の機関で完成検査を受けたときは、完成検査受検届書を提出してください。

（注）県以外で完成検査を受けたときは、「完成検査受検届書」を県に届け出た後でなければ貯蔵設備を使用できないので注意すること。

手続き

- | | |
|-----------|---|
| (1) 提出期限 | 検査を受ける前（検査日程について、早めに県と協議してください） |
| (2) 申請書 | 第一種貯蔵所完成検査申請書（様式第14号） |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。） |
| (4) 申請手数料 | 許可申請手数料に3/4を乗じた額（別紙1に茨城県収入証紙を貼付してください。） |

<完成検査が不要な変更工事(貯蔵)>

次に掲げる変更の工事は、変更許可を受けたもののうち完成検査を受ける必要のない変更の工事として取り扱う。(一般則第33条第3号、液石則第34条第3号、製造細目告示第12条の14第2項)

貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含む。)が通る部分(耐震設計構造物に係る貯槽を除く。)の取替え又は設置位置の変更(高圧ガスが通る部分の取替えを伴うものにあつては、第6条第1項第13号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、貯槽の取替えにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準合格証の交付を受けているものへの取替えに限る。)の工事(一般則第28条第1項及び液石則第29条第1項に規定する工事を除く。)であつて、当該設備の貯蔵能力の変更が20%以内であるもの。

ここで、「取替え」とは溶接等の現場加工を伴わないものをいい、また、「設置位置の変更」とは基礎工事を伴わないものをいう。

平成28年11月1日付け20161025商局第1号 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

貯蔵所完成検査実施に係る留意事項

1 完成検査の準備

県の完成検査は、事業者が、完成検査を受検するまでに行う自主的な検査(以下「事前検査」という。)結果をもとに検査を実施することとしています。

(1) 事前検査の留意事項

- ア 完成検査対象施設について、許可申請内容と照合し、書類のチェック及び機能試験等により該当する技術上の基準の全項目を網羅すること。
- イ 事前検査の結果、基準に適合しない項目があつた場合は基準に適合するよう改善すること。ただし変更許可申請が必要になる場合は、早急に所定の手続を行うこと。
- ウ 事前検査は、自主保安の意識を持ち、事業所の責任者等の立ち会い監督の上で、事業所の責任において実施すること。
- エ 事前検査においては、法規集、関係例示基準、通達等を十分活用すること。
- オ 機能試験等は、原則として製造施設を停止させ、安全を確認の上実施すること。
- カ 完成検査事前検査記録は、許可毎に作成すること。
- キ 完成検査当日は、事業所の責任者等が事前検査内容を十分把握の上、完成検査事前検査報告書等により説明を行い、必要な検査記録を提出できるようにしておくこと。

(2) 事前検査の方法

技術上の基準に対する検査方法は、一般則別表第二又は液石則別表第二に準拠するものとする。

2 完成検査の実施

(1) 完成検査時の提出書類

ア 完成検査事前検査報告書(別紙4)

※配管の耐震計算がされている場合は高圧ガス施設配管工事完成検査事前検査報告書(別紙5)も添付すること。

イ 技術上の基準に関する事項

記載例を参考に作成したものに検査結果を記入し、事業所の責任者等が押印又は署名したものとしてください。ただし、申請時に「該当なし」又は「変更なし」とした項目を削除し、完成検査の対象部分のみとして差し支えありません。

ウ 機器一覧表(許可申請書に添付した機器一覧表に事前検査データを記入したもの)

年月日の欄は、特定設備検査品及び保安協会製造設備試験品にあつては、その合格証等の交付年月日を、認定試験者試験品にあつては成績書の試験年月日を、完成検査品にあつては組立後気密試験年月日を記入すること。

- エ 配管図（許可申請書に添付した場合は不要）
- オ 現場照合図（許可申請書に添付したフローシートに、特定設備、KHK 検査品及び KHK 委託検査品にあつては認定書等の発行番号、大臣認定品にあつては機器番号を記入したもの）
- カ その他技術上の基準に係る事項で、現場で確認するものを示す図表等
例：電気設備の防爆性能一覧表

＜完成検査事前検査報告書作成上の留意事項＞

完成検査事前検査報告書の記載例（例示基準に準拠）に検査結果を記入し、事業所の責任者等が押印又は署名したものを提出としてください。

技術上の基準の検査項目で、申請時に「該当なし」又は「変更なし」となっている項目については削除して作成することができます。

(2) 完成検査時に準備する書類等

完成検査において以下の書類及び写真を確認しますので、提示できるように準備してください。

① 書類

- ア 特定設備検査合格証（特定設備基準合格証）及び付属書類（略号「特」）
- イ 認定試験者試験等成績書及び付属書類（略号「認」）
- ウ 高圧ガス設備試験成績証明書及び付属書類（略号「保」）
- エ 委託検査証明書及び付属書類（略号「委」。「完（委）」）
- オ 材料の記録（ミルシート、施工後に現場で配管ステンシルが確認できない場合は事前にステンシルを確認した写真等）
- カ 肉厚測定、4 倍耐圧試験又はひずみ測定の記録（認定書等で確認できるものを除きます。）
- キ 耐圧試験、気密試験の記録（認定書等で確認できるものを除きます。）
- ク 非破壊検査の記録及び当該検査を実施した者の免状（写し）
- ケ 圧力計、肉厚計、温度計の校正記録
- コ 作動試験の記録
例：ガス漏えい検知警報設備、緊急遮断装置、接地抵抗値の測定、散水装置等（製造施設等の定期自主検査記録の＜別紙＞を利用し、結果をまとめたもの等）
- サ その他技術上の基準に適合していることを示すのに必要な成績書、記録等

② 写真

完成検査時、県が確認できない以下の施工状況等については、写真により確認しますので、次により準備してください。

ア 耐震設計構造物である基礎工事の状況

スケールを当て、表示板に工事名、主要な寸法等を記入し撮影してください。

なお、次の表中に全景とあるものは 1 枚で差し支えありません。また、同形状のフーチングが複数ある場合等は 2 枚を寸法等が判断できるように撮影し、残りを全景写真として差し支えありません。

- ・掘削後（全景）
- ・杭寸法
- ・杭打ち込み後（杭本数）
- ・栗石施工後（全景）
- ・下端筋配筋後（ピッチ・径・長さ）
- ・上端筋配筋後（ピッチ・径・長さ）
- ・フーチング等配筋施工後（ピッチ・径・長さ）
- ・アンカーボルト取り付け後（ボルト長さ・径・緊結状態）
- ・コンクリート出来形（各部寸法）

イ 耐震設計構造物以外の高圧ガス設備の基礎

- ・下端筋配筋後（ピッチ・径・長さ）

- ・上端筋配筋後（ピッチ・径・長さ）
- ・フーチング等配筋施工後（ピッチ・径・長さ）
- ・アンカーボルト取り付け後（ボルト長さ・径・緊結状態）
- ・コンクリート出来形（各部寸法）

ウ 防火壁・障壁・防火壁

- ・イに準拠
- ・鉄筋の寸法・ピッチ・径

エ 耐圧試験・気密試験の実施状況（認定書等で確認できるものを除きます。）

- (ア) プレハブ施工において試験を行う場合は、写真にアイソメ図等を添付し、対象のガス設備の機器番号及び配管番号等を記載してください。
 なお、試験圧力を確認するため、圧力計の目盛りが判読できる写真を準備してください。
- (イ) 組立状態における試験状況についても、上記（ア）と同様としますが、検査対象が複雑な構造である場合等は、アイソメ図等で試験範囲を提示し、写真は代表的箇所複数及びそれぞれの試験圧力を判読できる写真を用意してください。
 なお、現場検査で県が立会うこととなる気密試験範囲の写真は省略することができます。
- (ウ) 非破壊検査の実施状況
 検査の手順に沿い、写真を準備してください。

③ その他

完成検査時、現に確認できない事項については、事前に県と協議の上、完成検査事前検査の記録、写真等を提示してください。

(3) 完成検査証の交付

完成検査の結果、法第16条第2項の技術上の基準に適合していれば第一種貯蔵所完成検査証が交付されます。

技術上の基準に不適合の事項があった場合（貯蔵所が許可を受けた内容と同じである場合に限る）には、技術上の基準に適合するよう改善を行った後に、自主検査結果を添えて、完成検査時の指摘事項に対する改善措置報告書（別紙6）を提出してください。その記録又は実地検査により、技術上の基準に適合していることを確認した後に、完成検査証を交付するものとします。

なお、貯蔵所が許可を受けた内容と異なっており、変更許可申請が必要になる場合は、早急に申請手続をしてください。

5 第一種貯蔵所軽微変更届

許可を受ける必要のない軽微な変更の工事をしたときは、「第一種貯蔵所軽微変更届書」を提出してください。

手続き

- | | |
|-----------|--|
| (1) 提出期限 | 変更の工事が完成した後、遅滞なく。 |
| (2) 届書 | 第一種貯蔵所軽微変更届書（様式第11号） |
| (3) 提出部数 | 1部（事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。） |
| (4) 申請手数料 | なし |
| (5) 添付書類 | ア 変更明細書（別紙3）
イ 法第15条第1項及び法第16条第2項の技術上の基準に関する事項
完成検査事前検査報告書の記載例を参考に作成する。なお、該当 |

- がない項目については省略できる。
- ウ フローシート（変更の前後が分かるもの。）
 - エ 機器一覧表
 - オ 特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験成績証明書及びその他試験成績書の写し

<許可を受ける必要のない軽微な変更工事(貯蔵)>

次に掲げるものは、許可を受ける必要のない軽微な変更の工事であり、「第一種貯蔵所軽微変更届」により対応する工事。（一般則第 28 条、液石則第 29 条）

- ① 貯蔵する高圧ガスの通る部分（貯槽を除く）の認定品又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替え工事であって当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの。
- ② 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）の通る部分の変更の工事。
- ③ 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事。
- ④ 貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事。

[平成 30 年 3 月 30 日付け 20180323 保局第 13 号]

- ・ 位置の変更や溶接等による現場加工（管類に係る認定試験者が施工した場合を除く。）を伴う場合は、変更許可となる。
- ・ 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う「KHKS0803(2014) 可とう管に関する検査基準」に基づく検査に合格したものとする。
- ・ 高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したものは認定品と同様に取り扱う。
- ・ 次の変更工事は、軽微な変更の工事として取り扱う。
 - ① 配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配管及びそれに付属するバルブのルート変更
 - ② 高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事

6 第二種貯蔵所設置届出

第一種ガス 300m^3 以上 $3,000\text{m}^3$ 未満、第二種ガス 300m^3 以上 $1,000\text{m}^3$ 未満、第一種ガス及び第二種ガス 300m^3 以上 $1,000+2/3M\text{m}^3$ （M：当該貯蔵所の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積）未満の高圧ガスを貯蔵しようとする者は、貯蔵所ごとに、県知事にあらかじめ届け出なければなりません。

（法17条の2第1項、一般則第25条、液石則第26条）

手続き

- (1) 提出期限 設置工事着工前
届出内容について、提出先の担当者に工事内容等をあらかじめ相談するようにしてください。
- (2) 届書 第二種貯蔵所設置届書（様式第 9 号）
- (3) 提出部数 1 部（事業者控えが必要な場合はもう 1 部持参してください。）
- (4) 申請手数料 なし
- (5) 添付書類 ア 履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書の写し（個人の場合は住民票の写し）

- イ 委任状（届出手続きを委任する場合）
- ウ 貯蔵計画書（別紙2）

※届書の添付書類等は、第一種貯蔵所設置許可申請と同様。

7 第二種貯蔵所位置等変更届

第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所の変更をしようとするときは、軽微な変更工事及び許可・届出不要の変更工事を除き、都道府県知事にあらかじめ届け出なければなりません。（法第19条第4項）

なお、軽微な変更工事及び許可・届出不要の変更工事の範囲については、3 第一種貯蔵所位置等変更許可申請及び4 貯蔵所完成検査申請を参照してください。

手続き

- (1) 提出期限 工事着工前
届出内容について、提出先の担当者に工事内容等をあらかじめ相談するようにしてください。
- (2) 届書 第二種貯蔵所位置等変更届書（様式第12号）
- (3) 提出部数 1部（事業者控えが必要な場合はもう1部持参してください。）
- (4) 添付書類 ア 委任状（届出手続きを委任する場合。提出済みの場合は不要。）
イ 変更明細書（別紙3）

※届書の添付書類等については、第一種貯蔵所位置等変更許可申請と同様。